

木津川市公告

城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和4年5月11日

木津川市長 河井 規子

記

1 業務目的

本業務は、木津川市山城町上狛地内で予定している「にぎわい拠点整備」に関し、官民連携による地域活性化のための基盤整備を推進するため、基本構想の策定等に必要な調査、施設の整備・管理運営手法に関する調査（PPP/PFI 導入可能性検討調査）及び概略設計等を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務の名称 城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務
- (2) 業務番号 4-建委-1
- (3) 履行場所 京都府木津川市山城町上狛 地内
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
- (5) 業務内容 別紙「特記仕様書（案）」に記載のとおり

3 見積上限額 20,000,000円（税込）

4 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

木津川市建設部建設課まちづくり事業推進室

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

電話番号 (0774) 75-1225 (直通)

(0774) 72-0501 (代表)

FAX番号 (0774) 72-8382

e-mail アドレス machizukuri@city.kizugawa.lg.jp

5 参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの参加申し込み期限の最終日から優先交渉権者選定結果の通知の日までの期間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）に基づく指名停止中の者ではないこと。
- (6) 木津川市における令和4年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加有資格者で、土木関係建設コンサルタント業務の「道路」及び「都市計画及び地方計画」を希望している者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証又はプライバシーマーク（Pマーク）の付与を受けている者であること。
- (8) 平成24年度以降公告日までにおいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務概要と同種の業務について、元請としての実績（完了しているものに限る。）を有している者であること。
なお、同種の業務とは、道路休憩施設（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等）において、以下の内容のいずれかを実施した業務のことをいう。
 - ・ PPP 又は PFI の導入可能性調査検討業務
 - ・ 官民連携手法を活用した事業スキームの検討又は事業化の検討業務
 - ・ 官民連携手法の内容を含む基本構想又は基本計画の策定業務
- (9) 配置予定技術者の要件については特記仕様書（案）に定めるとおりと

する。

6 選定方法

参加資格を満たした者の参加意向表明書類及び企画提案書等に基づき採点を行い、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。

7 スケジュール

実施要領等の公表	令和4年5月11日（水）
実施要領等に関する質問受付期間	令和4年5月11日（水）～5月20日（金）
実施要領等に関する質問に対する回答	令和4年5月27日（金）
参加意向表明書類の受付期間	令和4年5月30日（月）～6月3日（金）
（一次審査） 参加意向表明書類の審査及び企画提案書の提出依頼	令和4年6月8日（水）
企画提案書の提出期限	令和4年6月17日（金）
（二次審査） 企画提案書の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和4年6月22日（水）予定
評価結果の通知及び公表	令和4年6月下旬
契約締結（予定）	令和4年7月上旬

8 契約に関する事項

- （1）優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、契約を締結する。
- （2）優先交渉権者と契約が締結できない場合は、次順位交渉権者と契約交渉を行うものとする。

9 支払いに関する事項

契約締結後、受注者は本業務を実施し、業務完了後、検査に合格した上で業務委託料を請求するものとし、前金払及び部分払の請求は行えないものとする。

10 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき又は満たさなくなったとき。
- (2) 公告、本要領等に示された条件に違反したとき。
- (3) 見積書記載金額が見積上限額を超えているとき。
- (4) 参加意向表明書類、企画提案書等に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提出期限内に提出書類等が提出されなかったとき。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められたとき。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席したとき。

1.1 その他

- (1) 共同企業体による参加は受け付けない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、情報公開請求があったときは、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）及び「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について（平成29年8月16日付け総務部長通知）」に基づき開示するので、承知の上参加すること。
- (4) 参加者は、審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てを行うことはできない。
- (5) 契約の履行にあたっては、労働関係法令等を遵守すること。
- (6) その他、城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務実施要領及び特記仕様書（案）による。